

改 正 案	現 行
<p>別紙3 無線従事者関係審査基準</p> <p>1 無線従事者の免許</p> <p>(3) 法第41条第2項第4号による申請である場合</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 申請者が現に有する資格及び当該資格による経歴は、従事者規則第33条第1項及び平成8年郵政省告示第150号（一定の無線従事者の資格及び業務経歴を有する者に電波法第40条第1項の資格の無線従事者の免許を与えるための要件を定める等の件）の要件に適合するものであること。</p> <p><u>なお、漁船に開設する船舶局の国際通信のための無線設備の操作に従事した業務経歴について、従事者規則第46条に規定する経歴証明書の記載内容からその経歴を確認することが不十分と認められる場合には、総合無線局監理システム等により、当該業務経歴に係る国際通信のための無線設備がGMDSSの対象船舶の無線設備として搭載が義務付けられているインマルサット無線設備又はHF無線設備、VHF送受信装置等を備えた船舶局の無線設備であるかどうかを確認すること。</u></p> <p>カ (略)</p> <p>4 無線従事者認定講習課程</p> <p>(1) 認定講習課程そのものが営利を目的として実施されるもので</p>	<p>別紙3 無線従事者関係審査基準</p> <p>1 無線従事者の免許</p> <p>(3) 法第41条第2項第4号による申請である場合</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 申請者が現に有する資格及び当該資格による経歴は、従事者規則第33条第1項及び平成8年郵政省告示第150号（一定の無線従事者の資格及び業務経歴を有する者に電波法第40条第1項の資格の無線従事者の免許を与えるための要件を定める等の件）の要件に適合するものであること。</p> <p>カ (略)</p> <p>4 無線従事者認定講習課程</p> <p>(1) 認定講習課程そのものが営利を目的として実施されるもので</p>

<p>ないこと。<u>(第3級海上無線通信士及び第4級海上無線通信士の場合を除く。)</u></p> <p>(2) 実施する者及びその代表者は、次のいずれかに該当する者でないこと。ただし、情状を酌量することが適当であると認められる者については、この限りでない。</p> <p>ア 法に<u>規定する罪</u>を犯して<u>罰金以上の刑</u>に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>イ 法若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく処分に違反して、<u>法第76条第1項</u>（法第70条の7第4項、第70条の8第3項及び第70条の9第3項において準用する場合を含む。）又は<u>法第79条第1項及び第2項</u>の規定による処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者</p> <p>ウ （略）</p> <p><u>(3) 第3級海上無線通信士及び第4級海上無線通信士に係る認定講習課程については、従事者規則第34条第3号の基準に適合するものとして、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないもの及びその他の当該認定講習課程の実施に係る業務以外の業務を行うことによって公正さを欠くおそれがないものであること。</u></p> <p><u>(4) 管理責任者は、次の条件に適合するものであること。</u></p> <p>ア 当該認定講習課程の実施場所に随時赴き、その実施について</p>	<p>ないこと。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>ア 法に<u>基づく罪</u>を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>イ 法若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく処分に違反して<u>法第76条</u>（法第70条の7第4項、第70条の8第3項及び第70条の9第3項において準用する場合を含む。）又は<u>法第79条</u>の規定による処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者</p> <p>ウ （略）</p>
--	---

<p><u>容易に管理監督することができること。</u></p> <p><u>イ 申請者又は申請者と雇用契約を締結した者であること。</u></p> <p><u>ウ (2)アからウまでのいずれかに該当する者でないこと。ただし、情状を酌量することが適当であると認められる者については、この限りでない。</u></p> <p><u>(5) 認定講習課程の実施に必要な教室（附属設備を含む。）及び機器の使用が可能であること。</u></p> <p><u>(6) 講習科目及び講習時間は従事者規則別表第8号の講習科目及び講習時間（従事者規則第34条第7号の総務大臣が別に告示する要件を満たすものについては告示する講習科目及び講習時間）に合致するものであること。</u></p> <p><u>(7) 講習科目の内容及び教科書の内容は平成〇〇年総務省告示第〇〇〇号（認定講習課程の要件及び講習時間並びに実施要領を定める件）と突合せ、履修しなければならない項目のすべてが履修できるものとなっていること。</u></p> <p><u>(8) 講師は、次のいずれかに該当する者（(2)のアからウまでの一に該当する者（情状を酌量することが適当であると認められる者を除く。）を除く。）であること。</u></p> <p>ア及びイ （略）</p> <p><u>(9) 修了試験の方法は、平成9年郵政省告示第319号（認定講習課程の修了試験の方法を定めた件）に準拠するものであり、試験科目の内容は、別表4-(2)の資格ごとの設問内容とすること。</u></p>	<p><u>(3) 講習科目及び講習時間は従事者規則別表第8号の講習科目及び講習時間（従事者規則第34条第3号の郵政大臣が別に告示する要件を満たすものについては告示する講習科目及び講習時間）に合致するものであること。</u></p> <p><u>(4) 講習科目の内容及び教科書の内容は平成9年郵政省告示第318号（認定講習の実施要領を定める件）と突合せ、履修しなければならない項目のすべてが履修できるものとなっていること。</u></p> <p><u>(5) 講師は、次に該当する者（(2)のアからウまでの一に該当する者（情状を酌量することが適当であると認められる者を除く。）を除く。）であること。</u></p> <p>ア及びイ （略）</p> <p><u>(6) 修了試験の方法は、平成9年郵政省告示第319号（認定講習課程の修了試験の方法を定めた件）に準拠するものであること。</u></p>
---	--

(10) 修了試験問題の作成方針及び管理方法は、次の条件に適合するものであること。

ア 修了試験問題は、作成から試験実施までの間、適切に管理され、授業又は修了試験前の模擬試験によって、その内容が特定又は容易に推定されないようにするものであること。

イ 修了試験問題の作成については、出題内容に精通する者であって、その内容に係る業務に従事する者が適切に関与するものであること。

(11) 修了証明書は、別表4-3の様式のものを出給すること。

別表4-1(4の(8)イ関係)

講師の要件

講習課程の種別	科目	講師要件
1 (略)	(略)	(略)
2 第二級総合無線通信士の認定講習課程	無線工学	(略)
	法規	(略)
	英語	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校、高等専門学校、短期大学若しくは大学又はこれらに準ずる学校等の英語の科目を担当する教員として、申請前5年以内に通算して3年以上従事し

別表4-1(4の(5)関係)

講師の要件

講習課程の種別	科目	講師要件
1 (略)	(略)	(略)
2 第二級総合無線通信士の認定講習課程	無線工学	(略)
	法規	(略)
	英会話	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校、高等専門学校、短期大学若しくは大学又はこれらに準ずる学校等の英語の科目を担当する教員として、申請前5年以内に通算して3年以上従事し

		た経験を有する者 (2) 英会話の能力及び第二級総合無線通信士に要求される知識、技能を十分に有していると総合通信局長が認める者であって、無線通信に関する業務に5年以上従事した経験を有する者			た経験を有する者 (2) 英会話の能力及び第二級総合無線通信士に要求される知識、技能を十分に有していると総合通信局長が認める者であって、無線通信に関する業務に5年以上従事した経験を有する者
3～7 (略)	(略)	(略)	3～7 (略)	(略)	(略)

別表4-(2) (4の(9)関係)

別紙のとおり

別表4-(3) (4の(11)関係)

修了証明書の様式

		(フリガナ)	
		氏名	年 月 日生
無線従事者認定講習課程修了証明書			
認定講習課程の種別 (資格)		写真欄  写真の裏全面にのりを付けてはること。  年 月撮影	
認定番号及び実施場所			
修了番号及び修了年月日			
備 考			
上記のとおり、電波法第41条第2項第4号の規定による無線従事者の認定講習課程を修了したことを証明します。			
年 月 日			
			認定施設者 印

別表4-(2) 試験科目(無線工学)の内容

出題項目及び内容等の分類				認定講習の該当資格						
試験内容	試験内容の要旨	試験内容の詳細	出題内容及び方法(注1)	第二級陸上無線技術士	第一級総合無線通信士又は第二級総合無線通信士	第一級海上無線通信士	第二級海上無線通信士	第三級海上無線通信士	第四級海上無線通信士	第一級陸上無線技術士(注2)
電子技術	電子デバイス	半導体	半導体の性質及び種類の概要並びにダイオードの種類、構造及び動作原理の概要	○	○	○	○		○	○
		接合型トランジスタ	種類、構造、動作原理及びバイアス回路の概要	○	○	○	○		○	○
		電界効果トランジスタ	種類、構造及び動作原理の概要	○	○	○	○		○	○
		集積回路	種類、構造及び動作原理の概要並びに論理回路の種類及び動作の概要	○	○	○	○		○	○
		電子管	電子管の種類、構造及び動作原理の概要	○	○	○	○		○	○
	増幅、発振、変調及び復調回路	増幅回路	増幅作用の概要、増幅回路の種類及び動作原理の概要、演算増幅器の概要並びに演算増幅器を用いた増幅回路の種類及び動作原理の概要	○	○	○	○		○	○
	発振回路	発振原理の概要、発振回路の種類及び動作の概要並びに発振周波数の変動要因とその対策の	○	○	○	○		○	○	

			概要							
		変調及び復調	変調、復調の種類及び原理の概要並びに変調回路、復調回路の種類及び動作原理の概要	○	○	○	○		○	○
無線通信システム	無線通信方式(デジタル方式無線通信技術)	デジタル伝送	デジタル伝送の特徴及び動作原理の概要	○	○	○	○		○	○
		デジタル変復調	デジタル変復調の種類及び動作原理の概要	○	○	○	○		○	○
		パルス符号変復調	パルス符号変復調の原理の概要	○	○	○	○		○	○
		デジタル無線通信及び誤り制御技術	デジタル無線通信の概念及び動作の概要並びに誤り制御技術の種類及び原理の概要	○	○	○	○		○	○
		直交周波数分割多重方式	原理及び動作の概要	○	○	○	○		○	○
		スペクトル拡散方式	原理及び動作の概要	○	○	○	○		○	○
		多元接続方式	種類、各方式の特徴の概要	○	○	○	○		○	○
送受信装置		CDMA方式無線電話装置	CDMA方式の概念、装置の構成、各部の動作及び装置の構成技術の概要	○	○					○
		TDMA方式無線電話装置	TDMA方式の概念、装置の構成及び各部の動作の概要	○	○					○
		SSB送受信装置	装置の構成、動作及び周辺技術の概要	○	○	○	○		○	○
		アナログFM方式無線電話	装置の構成、動作及び基本技術の概要	○	○	○	○		○	○

	狭帯域直接印刷電	装置の構成、動作並びに誤り訂正方式の動作原理						○		
	衛星通信装置（インマルサットを含む。）	衛星通信の概念、特徴及び周波数帯の概要並びにインマルサット衛星通信の概念、装置の構成及び各装置の概要	○	○	○	○				○
	衛星非常用位置指示無線標識	システムの概念、課される条件及び動作の概要	○	○	○	○			○	○
	混信等	相互変調、混変調、感度抑圧効果及び高調波ひずみ等の原因及び対策の概要並びに雑音の種類概要	○	○	○	○			○	○
電源装置	直流電源	装置の構成及び各部の動作の概要	○	○	○	○			○	○
	電池（バッテリー）	種類、構造及び容量の概要	○	○	○	○			○	○
	浮動充電方式	浮動充電方式の概念、装置の構成及び動作の概要	○	○	○	○			○	○
	コンバーター	種類及び動作の概要	○	○	○	○			○	○
	無停電電源装置	装置の構成及び動作の概要	○	○	○	○			○	○
電波航法装置	GPS	原理、誤差及びシステムの概念	○	○	○	○			○	○
	レーダー技術	原理、種類、装置の構成、各部の動作及び装置の構成技術の概要並びに性能を表す指標の概要	○	○	○	○			○	○
	無線航法援助装置	種類、装置の構成及び動作原理の概要	○	○						○

空中線及び給電線	空中線及び給電線の理論	空中線及び給電線	共振、等価回路、延長コイル、短縮コンデンサ、接地方式、指向性、利得、給電点インピーダンス、実効長及び実効面積の概要並びに伝送線路、定在波、反射係数及び定在波比の概要	○	○	○	○	○	○
	空中線	長波帯、中波帯空中線	種類、構造及び特性の概要	○	○	○	○	○	○
		短波帯空中線	種類、構造及び特性の概要	○	○	○	○	○	○
		超短波帯、極超短波帯空中線	種類、構造及び特性の概要	○	○	○	○	○	○
		マイクロ波帯空中線	種類、構造及び特性の概要	○	○	○	○	○	○
	給電線	同軸ケーブル	構造及び特性の概要	○	○	○	○	○	○
		平行二線式給電線	構造及び特性の概要	○	○	○	○	○	○
		導波管	構造及び特性の概要	○	○	○	○	○	○
	整合回路	インピーダンス整合	原理及び種類の概要	○	○	○	○	○	○
		平衡・不平衡の変換	変換手法の概要	○	○	○	○	○	○
電波伝搬	地上伝搬	地上波	種類、伝搬特性、回折波及び地球の等価半径の概要	○	○	○	○	○	
	電波伝搬路の分類	対流圏伝搬	種類及び伝搬特性の概要	○	○	○	○	○	

	電離層伝搬	電離層の種類、伝搬特性及び跳躍距離、不感地帯並びにフェージング等の概要	○	○	○	○	○	○	○
	衛星通信における電波伝搬	特徴及び周波数帯の概要		○		○			
	伝送損失	自由空間伝搬損失の概要		○		○			
	回線設計	計算手法の概要		○		○			
電波雑音及び電波障害	電波雑音	雑音の種類及び特徴の概要	○	○	○	○			○

注1：文章又は図式で出題

注2：「電子技術の詳細」、「無線通信システムの詳細」、「空中線及び給電線の詳細」及び「電波伝搬の詳細」とする。

試験科目（法規）の内容

出題項目及び内容等の分類			認定講習の該当資格			
試験内容	試験内容の要旨	出題内容及び方法（注1）	第二級総合無線通信士	第二級海上無線通信士	第三級海上無線通信士	第四級海上無線通信士
電波法及びこれに基づく命令（船舶安全法及び電気通信事業法並びにこれらに基づく命令の	目的、無線局の免許	無線局の開設、免許の有効期間、免許状記載事項等、免許の承継、免許の特例等及び無線局の廃止		○	○	○

関係規定を含む。)	無線設備	電波の質、電波の型式の表示等、送信装置、受信装置、送受信空中線、安全施設、保護装置、周波数測定装置の備付け、船舶局の特則、遭難自動通報設備、衛星通信装置（第四級海上無線通信士を除く。）、無線航行設備、磁気羅針儀に対する保護、型式検定合格機器の備え付け		○	○	○
	無線従事者	制度、操作及び監督の範囲、免許、携帯義務、免許証の再交付又は返納、船舶局無線従事者証明（第四級海上無線通信士を除く。）		○	○	○
	運用	通則、一般通信方法、海上移動業務及び海上移動衛星業務に関する通則、通信方法、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、漁業通信、無線設備の機能の維持		○	○	○
	業務書類	時計、無線業務日誌、免許状及び証票、その他備付けを要する書類		○	○	○
	監督	電波の発射の停止、検査、免許の取消し、報告		○	○	○
	その他の規則	手数料の納付及び電波利用料制度並びに罰則		○	○	○
国際電気通信連合憲章及び国際電気連合条約の概要	基本規定	国際電気通信連合の目的	○	○	○	○
	電気通信に関する一般規定	国際電気通信業務を利用する公衆の権利、電気通信の停止、電気通信の秘密、違反の通報、人命の安全に関する電気通信の優先順位	○	○	○	○

	無線通信に関する特別規定	無線周波数スペクトル及び対地静止衛星軌道の使用、有害な混信、遭難の呼出し及び通報、虚偽の遭難信号等	○	○	○	○
	附属書	用語の定義	○	○	○	○
	電気通信業務の運用に関する諸種の規定	暗語	○	○	○	○
国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則及び同憲章に規定する国際電気通信規則（電気通信業務を取り扱う際の基本的規定に限る。）の概要	用語及び定義		○	○	○	○
	混信	無線局からの混信、違反の通告、有害な混信の場合の手續	○	○	○	○
	管理規定	秘密、許可書、局の識別	○	○	○	○
	海上業務	指揮者の権限、無線通信士証明書、局の検査、海上移動業務で遵守する条件	○	○	○	○
	遭難通信及び安全通信	遭難警報、遭難呼出し、遭難通信、緊急通信、安全通信	○	○	○	○
	航空業務	局の責任者の権限、通信士の証明書、局の検査	○			
海上における人命の安全のための国際条約（附属書の規定を含む。）、船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（附属書の規定を含む。）	無線通信	定義、無線通信要員、船舶の要件	○	○	○	○
	無線通信要員	無線通信要員の資格証明のための最小限の要件	○	○	○	○（注2）
国際民間航空条約（附属書の規定を含む。）（電波に関する規定に限る。）の概要	航空機について備えるべき要件	航空機の無線装備	○			

注1：文章で出題

注2：第四級海上無線通信士にあつては、船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約を除く。

試験科目（英語）の内容

出題項目及び内容等の分類		認定講習の該当資格		
試験内容	出題内容及び方法（注）	第二級総合無線通信士	第二級海上無線通信士	第三級海上無線通信士
海上及び航空における英語による無線通信（口頭により適当に意思を表明するに足りるものに限る。） 一 重要無線通信の概要 二 国際海事機関（IMO）の標準海事通信用語による国際通話 三 国際民間航空条約第十附属書中の無線電話通信に関する事項	呼出し、応答及び通信交換、港務通信、船舶及び航空機の航行に関する通信、遭難通信、緊急通信、安全通信、漁業通信	○		
海上における英語による無線通信（文書を十分に理解し、並びに文書及び口頭により十分に意思を表明するために必要なもの。） 一 重要無線通信の概要 二 一般無線通信の方法 三 国際海事機関（IMO）の標準海事通信用語による国際通話	呼出し、応答及び通信交換、港務通信、船舶の航行に関する通信、遭難通信、緊急通信、安全通信、漁業通信		○	○

注：読み上げで出題